

# フランスの乳価形成におけるエガリム II 法の影響

—フランス ソディアール酪農協 取締役 フレデリック・ショソン FRÉDÉRIC CHAUSSON 氏に聞く制度運用の実態—

2020.6.13

農林中金総合研究所  
とりまとめ 主任研究員 小田 志保

## はじめに

2023 年 4 月に、フランス最大の酪農協系乳業メーカーであるソディアール社執行役のフレデリック・ショソン FRÉDÉRIC CHAUSSON 氏が農林中金総合研究所に来社された。同氏とはフランスでの酪農協調査等にご協力いただいたことをきっかけに、来日の際には情報交換を行っている。

日本では、食料・農業・農村基本法改正の議論において、適正な価格形成のあり方の検討がなされ、農業者への公正な価格形成を目指すフランスのエガリム法（現在は、エガリム II 法）が注目されている<sup>1</sup>。

そこで、同氏に 18 年のエガリム法施行が乳価形成に及ぼす影響についてお話を聞いた。以下はその記録である（点線で囲んだ部分には、著者のコメントや評価も加えた）。このヒアリングには、公益財団法人 日本農業研究所の矢坂雅充氏と、一般社団法人 中央酪農会議の寺田事務局ら担当者の方々、および弦巻昌子氏（フランス語通訳）に同席頂き、活発な議論となった。

## 1. ソディアル社とは—フランス最大の酪農協系乳業メーカー—

21 年の統合報告書<sup>2</sup>によると、同社の親会社であるソディアル・ユニオン酪農協の組合員は 16,959 人（農場数ベースでは 9,564 農場）で、集乳量は 440 万トンと、日本の生乳生産量の 5 割程に相当する。組合員は、山岳地帯に多い小規模経営と、フランス北西部の平野部での大規模経営と、生産規模等が多様である。従って、組合員の総意を図るのは容易ではない。

乳業メーカーのソディアル社は、酪農協の子会社であり、組合員が生産した生乳の加工を担当する。従業員は 1 万人ほどで、22 年の売上高は 50 億ユーロと、世界 14 位の位置にある<sup>3</sup>。国内に 75 工場あり、有名な商品ブランドを多数製造している。そのなかには、1960 年代に一旦米国の企業に売却し、2021 年に買い戻した「ヨープレイト (Yoplait)」も含む。また、20 カ国以上に輸出もしている。チーズの製造量は年間 22 万 5 千トンで、AOC (原

<sup>1</sup> 『農業と経済』編集委員会『季刊 農業と経済 89 卷 1 号 (2023 年冬号)』に詳しい。

<sup>2</sup> <https://sodiaal.coop/en/our-mission/>

<sup>3</sup> Rabobank 「Global Dairy Top 20」に依拠。

---

産地呼称管理)制度の対象となっている AOC チーズの種類も豊富である。とりわけ自信作のコンテチーズを、日本ではもっと広げたい。

酪農協系乳業メーカーであり、グループ内の意思決定は酪農協の組合員が行う。組合員は、生乳出荷量の多寡にかかわらず、1組合員 1 票制である。利益の 2/3 は組合員である酪農家に還元している。20 年に、ソディアル社の職員も酪農協に出資できるよう制度を変更し、21 年時点では組合員の 2 割が職員である。

CSR 活動では、①酪農、②製品の安定供給、③コミュニティへの配慮を目標に掲げている。①では、組合員における環境保全型への移行も進める。生乳生産、集乳にかかる CO<sub>2</sub> 排出量を 19 年対比で 5.2% 削減できており、26 年までに 10% 削減を目指している。すでに有機農業を実践し、フランス政府の独自認証「AB (Agriculture Biologique)」を組合員のうち 800 農場で取得している。21 年末までに家畜福祉に関するアセスメントを受けた組合員が 3 割おり、この割合を 24 年までに 100% まで引き上げることとしている。

また②では、製品パッケージにおけるプラスチック使用量を減らす取組みを進めている。これには 1 億ユーロ以上を投資してきた。

こうした取組みは、EU で導入が進む環境規制対策が追い風となっている。手を打たないと競合他社に遅れをとってしまう。ただしこうした取組みに関する投資負担は、酪農家や乳業メーカーに加え、消費者までが負うべきだと考えている。

## 2.エガリム法、エガリム II 法のもとでの乳価形成

### (1) フランスでの乳価交渉-ソディアルの場合-

一般に、ソディアルを含む乳業メーカーは、商品ブランドごとに、小売業と一般販売約款 (Les conditions générales de vente (CGV)) を毎年 3 月 1 日までに締結する。CGV 締結に向けての交渉で、乳業メーカーと小売業は、次年度の牛乳乳製品の価格を協議する。

この一般的な交渉のプロセスについて、今回の面談では時間の制約から詳細は語られなかった。しかし読者の関心も高いと思われ、同氏のプレゼン資料から推測してみる。

プレゼン資料には交渉開始と締結の時期に応じた、エガリム II 法の適用の有無が記されている(次頁の表参照)。交渉開始は 2021 年 11 月 1 日より前と同日以降に区別され、後者でエガリム II 法が適用される。締結では、22 年 1 月 1 日より前、同日以降に分かれる。

本資料からは、エガリム II 法の適用が、CGV の交渉開始や締結の時期に応じることがわかる。また、毎年 3 月 1 日が締結期限とされる CGV に関しては、各乳業メーカーが各取引先と個別に交渉を行って様子が推測される。

表 CGV の交渉開始・締結時期とエガリム II 法の適用

	交渉開始	締結
適用なし	2021年11月1日より前	2022年1月1日より前
整合性が必要	〃	2022年1月1日以降
適用	2021年11月1日以降	2022年1月1日より前
適用	〃	2022年1月1日以降

資料 シャウソン氏のプレゼン資料から総研作成

他方、ソディアル・ユニオン酪農協が組合員に払う生産者乳価は、従来は①国内の牛乳製品の相場（計算の際のウェイト 40%）、②ドイツの生産者乳価（同 40%）、③脱脂粉乳・バターの国際相場（同 20%）をもとに算出してきた。

注：フランスでは生乳生産量の 4 割ほどが輸出向けとなる。うえで③の脱脂粉乳・バターの国際相場を参照するのは、輸出向け用途の生乳における乳価決定方法と思われる。また②ではドイツの生産者乳価を参照している。フランスと比べ、ドイツは業務用乳製品へ仕向けられる生乳の割合が大きい為、フランスでは便宜的に業務用乳製品用途の生乳の乳価決定方法としてドイツの生産者乳価を参照している可能性がある。

しかし、同氏によると 23 年 4 月 1 日からは、单一の策定方式に変更されることがある。フランス政府は、エガリム II 法のもと、酪農協内での乳価決定であっても、生乳生産に係る生産費を反映するように求めているそうだ。新たな策定方式は、23 年秋から運用となる。

そもそも農業協同組合では、総会において組合員自身が農畜産価格を決定する為、エガリム II 法は適用外と考えられてきた。従って、酪農協系統での生産者乳価へもエガリム II 法の適用を政府が求めたことについては、国内でも大きな議論に発展した。しかし最終的には、政府の指示通り、酪農協系統は酪農協系統以外と同じような、エガリム II 法に基づいた乳価策定方式へ変更することとなった。もちろん、輸出に仕向ける生乳はエガリム II 法の適用外である。

注：今後、生産者乳価に関する実際の策定方式を把握したい。ソディアル社は、組合員から集乳した生乳取扱量であっても、輸出向けの部分は適用外のはずである。しかし、同氏からは、統一の策定方式への変更が必要と説明を受けた。そもそも 631-24 条から 631-24 条 2 までは、農協と組合員の関係においては、定款、内部規則等がエガリム II 法と同じ効果をもたらす規定となっているならば、適用外としている。

## (2) エガリム II 法の制定まで

17年から18年にかけての「食料全体会議 Etats Généraux de l'Alimentation」での議論を経て、18年にエガリム法が施行した。食料全体会議での議論に対し、各種の指標形成が進んでいた酪農部門は大いに貢献した。この18年エガリム法は19年までの暫定法であった為、20年はフランス政府がオルドナンス<sup>4</sup>として1年間延長し、21年のエガリム II 法制定となった。

18年エガリム法は、不当廉売を厳重化した。例えば、前述した大手乳業が大手小売業とCGVに関連し、卸売価格を交渉する際、損益分岐点を10%上回る価格にするよう決められた。

政府は、食品メーカーと小売業での取引価格をある程度固定すれば、生産者への還元分も自然に増えると考えていた。しかし実際は違った。生産者の組織化が進んでいた、牛乳乳製品に関しては一定の効果があった。しかし、牛肉や豚肉では成功しなかった。

注：フランス経済・財務省の競争・消費・不正防止総局（DGCCRF）は、食品安全性に責任を負う規制機関で、食品の不正表示等を管轄とする（農林水産省ウェブサイトに依拠）。  
DGCCRFは、不当廉売を適正価格（Le prix d'achat effectif）を下回るものと定義する。この適正価格は、企業が原料調達時の適格請求書（Facture d'achat）から計算される原価から、課税部分等を除いたものとされている。ここで「損益分岐点を10%上回る」とされているのは、DGCCRFが管轄する、食品等の適正価格に1.1を乗じ、不当廉売を管理する仕組み（19年2月1日～23年4月15日）を意図していると考えられる。

さらに18年のエガリム法は、フードサプライチェーンの各プレーヤーが、契約を交渉・締結するにあたって、従来は川下部門からであった流れを逆転させた。すなわち、生産者が一次購入者に申し入れ、その内容が川下に連動していく枠組みとなった。

## (3) エガリム II 法の下での乳価形成の実態

21年制定のエガリム II 法は、政治家の名前をとって「ベッソンモロー法 Loi Besson Moreau」と呼ばれている。18年エガリム法を前進させ、生産者に利益を還元するために、小売段階まで貫く枠組みを完成させた。

### ① 農畜産物に関する生産資材価格の変動を小売業に伝える仕組み

<sup>4</sup> 政府が国会から「授権法律」によって定められた期間、本来は国会が法律で定めるべき事項について制定する法規範（遠藤誠「フランスの法制度の概要

（[https://www.bizlawjapan.com/wp-content/uploads/france\\_houseido\\_01.pdf](https://www.bizlawjapan.com/wp-content/uploads/france_houseido_01.pdf)）」に依拠。）

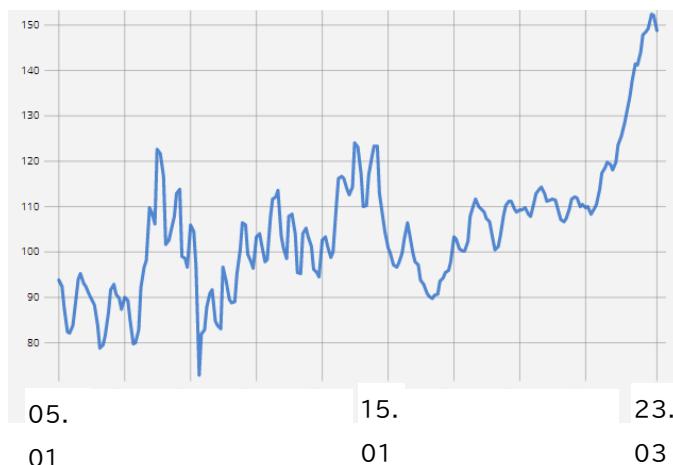
エガリム II 法は、CGV に関する乳業メーカーと小売業の取引において、透明性を向上させた。農畜産物由来の原材料の調達では、生産段階での資材価格の変動を取り価格に反映する。そしてそこでの変動分は、乳業メーカーから小売業に販売する価格へは自動で転嫁する為、CGV に関する価格交渉の対象外となる。

同社が小売業に生乳生産にかかる生産資材価格の変動を説明する際は、生産資材価格指数である IPAMPA 指数 (Indice des prix d'achat des moyens de production agricoles) を使う。月次で公開される IPAMPA 指数は、元データの収集から公開までの期間が 3 カ月間と短く、即時性がある。IPAMPA 指数での変動分は、乳業メーカーから小売業への販売価格に自動転嫁される。

注：IPAMPA 指数は、フランス国立統計経済研究所 INSEE が、EPCIA 調査（農業における生産資材調査）、フランス農業・食料省の統計・予測サービス (SSP) による調査 (EU 全体で行われる農業構造調査)、INSEE 自身が作成する工業・サービス業の生産者物価指数、建築・公共事業関連の指数等から作成する  
(<https://www.insee.fr/fr/statistiques/series/109144301>)。  
例えば、EPCIA 調査は、3000 品超の商品・サービス価格について、その部門の売上高が最大である企業を対象に調査する。

下の図にあるように、IPAMPA 指数はこの 1 年間で 30% 程上昇した。この 30% の上昇分は「聖域化 Sanctuarisation」され、各製品の製造コストのうち生乳調達コストが占める範囲で、小売業への卸売価格に自動で転嫁する。またこの分は、小売価格を経由し、最終的に消費者に転嫁される。

図 生乳に関する IPAMPA 指数(2023 年 5 月)  
(2015=100)



出典 INSEE ウェブサイト

一方、包装資材価格や燃料価格の変動については、乳業メーカーは小売業と交渉し、次年度の卸売価格にどの程度を反映するか決める。小売業も経費が高騰しており、痛み分けとなる。

フランスには、生乳生産と同様に、食品製造業の調達コストの変動分も聖域化すべきという議論がある。しかし、実現化していない。

以上のような枠組みのなかで、牛乳という、シンプルな原料の商品ならば、交渉しやすい。しかし、冷凍ピザといった、複数の農畜産物を原料にした商品では、調達コ

---

ストにおける農畜産物原料の割合を示すのは難しくなる。

そこで対策として、企業が採用できる3つの選択肢が以下である。

(A) 完全な透明性：農産物原料、もしくは50%以上が農産物原料で構成される加工品について、構成比（重量ベース、コストベース）を各アイテムごとに明らかにする。

(B) 構成比を合算 Part Agreee：農産物原料、もしくは50%以上が農産物原料で構成される加工品の全体が、その製品の重量とコストの面で何割を占めるかを明らかにする。

(C) 第三者の介入：乳業メーカーが交渉材料としている、製造コストにおける前期対比の変化が、農産物原料、もしくは50%以上が農産物原料で構成される加工品に関係ないと、第三者（外部の会計監査法人等）が証明。

このうち、(C)を選ぶ乳業メーカーがほとんどである。(A)と(B)は製造コストの中身を明らかにしてしまう範囲が大きく、企業の営業秘密の漏洩が懸念されるからだ。なお、この(C)では、乳業メーカーが外部の会計監査法人に依頼し、報告書を監査してもらう。経費は乳業メーカーが負担する。

22年にスーパーマーケットチェーン「カルフール」と同社がCGVに関し交渉した際、a. エガリムII法に係る交渉の枠組み、b. 生乳生産、牛乳・乳製品加工でのコスト構造、c. 金額ベースでそれぞれのコストの変動、d. 生産者に還元した金額を情報提供した。データは21年の決算のものである。c.については、各製品ごとに交渉した。

## ② 生産資材価格の急激な変化への対応—契約価格自動改定条項—

エガリムII法が義務付けている、契約価格自動改定条項について説明する。これは、例えばIPAMPA指数が特定期間に前年同期比で急騰・急落した場合、年度中であっても価格改定が可能になる仕組みである。IPAMPA指数が上がれば自動で価格を上方に、下がれば下方に改定する。例えば、四半期平均で前年同期比10%の上昇が確認された場合、次の四半期から価格が自動で改定する、といったようなものである。

実は、この契約価格自動改定条項を含んだCGVのもとで業務を行うのは、23年が初年度であり、まだ発動した実績が無い。従って実際にどのように発動するのかは不明である。23年4月現在、IPAMPA指数は上昇しており、このままだと発動する可能性は高い。一方、同指数が急落し、下方に価格が改定されると困る。フランスは、集乳量が年々減少しており、生産者乳価の低下が離農を促進するからである。

しかし、CGVは取引先ごとの締結で、それぞれ内容が異なる。従って同条項も、例えば前年同期比8%としているのか、もしくは前年同期比10%なのか、さらに、どの期間を参考とするのか等、内容が統一ではない。

そのため、A社への出荷分では発動し、B社向けでは発動しない、という事態はあり得る。そうなると、各社の小売価格に差ができてしまう。従って、実際に運用するのは難しいと思う。小売業は生産資材価格が下げ局面での発動を望み、乳業側は上げ局面での発動を望むだろう。

### 3. エガリム II 法の影響

フランスにおける、生産者保護を目指した、フードサプライチェーンを貫く価格形成の仕組みは、EU 加盟国でも例をみない。マクロン大統領はリベラルな政治家であるのに、エガリム法等は社会主義的な政策で、その実行は驚いた。オランダやドイツの関係者も関心を持ち、調査しているが、仕組みが複雑すぎて、導入は難しいと評価するだろう。

フランスにおいては、エガリム II 法はポジティブな影響をもたらした。酪農家の生乳生産にかかる生産資材高騰を、小売段階へ転嫁できる仕組みであり、小売業と交渉しやすくなつた。従来、フードサプライチェーンの川下ほど交渉力は大きく、それに基づいた契約違反等あつたが、是正されつつある。

牛乳乳製品の小売価格は、エガリム II 法の影響で年間 15% 程上昇したとされ、一方で販売量は維持できた。これは酪農がラッキーだったからである。例えば、牛肉といった畜産物は値上げ幅が相対的に大きく、需要はチーズやヨーグルトといった乳タンパク質にシフトした。

23 年は、さらに 10% を値上げする。インフレ対策は大きな課題であり、低価格なプライベートブランドの販売量が増え、ナショナルブランドは減っている。

今後の動向はフォローしたい。

フランスの消費者は農業保護の意識が強い。また、こうした消費者の行動を受けて、小売業が価格での訴求より、農業保護を意識した取組みを重視するようになりつつある。そのなかでロシアによるウクライナ侵攻以降、食料安全保障が重視されるようになっており、小売業は安定供給元を囲い込むようになっている。オランダが環境規制を厳格化したこと、生乳の減産が予測されるようになり、玉突き的に他国の乳業がフランスでの集乳機会をさぐるようになっている。生乳は売り手市場になりつつある。そのなかで、小売業は、乳業メーカーと生産者の 3 者契約を交わし、生乳生産の再生産に配慮した公正な取引を進める取組みを行い、消費者への訴求力を高めている。

注：フランスには 5 万の酪農経営がある。このほか酪農経営とカウントされない、4 頭未満の小規模経営が 2 万ほど存在している（CNIEL 「L'économie laitière en chiffres 2022」 に依拠）。シャウソン氏によると、フランスの消費者には親戚に牧場関係者が多く、酪農家へのシンパシーがわきやすいのだろうとのことである。こうしたごく小規模の牧場が持つ影響がプラスに働いている可能性がある。

(おだ しほ)